		倹約款・新旧対照表
新	旧	備考
前払輸入保険約款	前払輸入保険約款	
TF C 1 0 T	T-10/T 4 B 1 D 01 / M/F 00004	
平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004	平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004	
沿革 (略)	沿革 (略)	
平成27年11月16日 一部改正		
第1章 (略)	第1章 (略)	
第2章 てん補の範囲	第2章 てん補の範囲	
第2条 (略)	第2条 (略)	
(てん補事由)	(てん補事由)	
第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。	第3条 前条に規定するてん補事由は、次のとおりとする。	
一~八 (略)	一~八 (略)	
九 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定(破産手	九 前払輸入契約の相手方についての破産手続開始の決定(破産手	
続開始の決定の事実が公的機関により明らかにされた場合に限	続開始の決定の事実が外国の公的機関により明らかにされた場合	
る。)	に限る。)	
十 前払輸入契約の相手方の3月以上の前払金に係る債務の履行遅		
滞 (被保険者の責めに帰することができないものに限る。)	者の責めに帰することができないものに限る。)	
第3章 損失額及びてん補責任額	第3章 損失額及びてん補責任額	
(損失額)	(損失額)	
第4条 第2条の損失の額は、保険価額 (前払金の額をいう。以下		
同じ。) のうち、被保険者が前条各号のいずれかに該当する事由		
により前払金の返還期限(前条第11号に該当する事由によるとき		
は、前払金の返還期限から3月を経過した時)までに返還を受け	過した時)までに返還を受けることができない前払金の額から、	
ることができない前払金の額から、次条各号の金額を控除した残	次条各号の金額を控除した残額をいう。	
額をいう。		
(損失額算出上控除する金額)	(損失額算出上控除する金額)	
第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額	第5条 前条の規定により控除すべき金額は、次の各号に掲げる金額	
とする。	とする。	
一 他の輸入貨物の代金と相殺 <u>又は</u> 充当した金額	一 他の輸入貨物の代金と相殺・充当した金額	
二~三 (略)	二~三 (略)	
第6条 (略)	第6条 (略)	

備考 (免責) (免責) 第7条 (略) 第7条 (略)  $-\sim$  三 (略)  $-\sim$  三 (略) 四 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条 各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失 五 保険申込時の申告内容に事実との相違がある場合又は不正確な 申告があることにより、前払輸入保険の引受方針について(平成 13年4月1日 01-制度 - 00077) に定める基準を満たさない前払 輸入契約について、貿易保険に係る保険契約締結の内諾について (平成 13 年4月1日 01 - 制度 - 00060) に規定する日本貿易保 険の内諾を得ずに保険契約が締結された場合において生じた損失 (ただし、日本貿易保険が前払輸入保険手続細則(平成13年4月 1日 01-制度-00031。以下「手続細則」という。) で定める保 険契約の訂正を承認した場合は、当該承認日以降に発生した第3 条各号のいずれかに該当する事由による損失を除く。) (保険金不払、保険金返還、保険契約の解除) (保険金不払、保険金返還、保険契約の解除) 第8条 (略) 第8条 (略) 一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じた 一 被保険者等の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じた とき とき。 二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなか 二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなか ったとき、又は真実でないことを告げたとき ったとき、又は真実でないことを告げたとき。 三 (略) 三 (略) 四 保険契約者又は被保険者が、前払輸入契約に関して不正競争防 四 保険契約者又は被保険者が、前払輸入契約に関して不正競争防 止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき 止法(平成5年法律第47号)の贈賄に関する規定に違反したとき。 五 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条 五 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条 項に違反したとき。 項に違反したとき 六 前払輸入契約が無効であったとき 七 被保険者等が、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日か ら5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企 業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこ れと密接な関係にある者(以下「反社会的勢力等」という。)によ る経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金 等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に

	前払輸入保	<b>民険約款・新旧対照表</b>
新	IFI	備考
非難されるべき関係にあると認められるとき		
2 この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による解除その他		
の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。		
(保険期間)	(保険期間)	
第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に前	第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、前払予定日、実際に前	
払が行われた日、前払輸入契約が締結された日又は保険契約の締結	払が行われた日、前払輸入 <u>保険</u> 契約が締結された日又は保険契約の	
を行った日のうちもっとも遅い日とする。	締結を行った日のうちもっとも遅い日とする。	
2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、前項に規定する保険責任の	2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、保険料計算期間の末日とす	
開始日の6月ごとの応当日のうち、前払金の返還の期限の日の直後	る。	
<u>の応当日</u> とする。		
3 (略)	3 (略)	
第4章~第9章 (略)	第4章~第9章 (略)	
附則	附則	
この約款は、平成13年4月1日から施行する。	この約款は、平成13年4月1日から施行する。	
附則	附則	
この改正は、平成15年4月1日から <u>実施</u> する。	この改正は、平成15年4月1日から <u>施行</u> する。	
附則	附則	
この改正は、平成17年4月1日から <u>実施</u> する。	この改正は、平成17年4月1日から <u>施行</u> する。	
附則	附則	
この改正は、平成18年4月1日から <u>実施</u> する。	この改正は、平成18年4月1日から <u>施行</u> する。	
附則	附則	
この改正は、平成19年1月1日から <u>実施</u> する。	この改正は、平成19年1月1日から <u>施行</u> する。	
附則	附則	
この改正は、平成21年10月1日から <u>実施</u> する。	この改正は、平成21年10月1日から <u>施行</u> する。	
附則	附則	
この改正は、平成22年4月1日から <u>実施</u> する。	この改正は、平成22年4月1日から <u>施行</u> する。	
附則	附則	
この改正は、平成26年10月1日から <u>実施</u> する。	この改正は、平成26年10月1日から <u>施行</u> する。	
<u>附 則</u>		
この改正は、平成27年11月30日から実施する。		1